

**新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る
医療を提供する体制の確保に必要な措置に関する協定書**

奈良県知事（以下「甲」という。）と〇〇〇の長（以下「乙」という。）は、感染症法第36条の3の規定に基づき、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症（以下「新型インフルエンザ等感染症等」という。）に係る発生等の公表が行われたときから新型インフルエンザ等感染症等と認められなくなった旨の公表等が行われるまでの間（以下「新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間」という。）に、甲の要請に基づき、乙において、新型インフルエンザ等感染症等に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置（以下「医療措置」という。）を迅速かつ適確に講ずることにより、甲が新型インフルエンザ等感染症等の医療提供体制を確保することを目的とする。

(医療措置実施の要請)

第2条 甲は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、地域の感染症医療提供体制等を勘案し、必要があると認めるときは、乙に対し、次条に定める医療措置を講ずるよう要請するものとする。

(医療措置の内容)

第3条 乙は、前条の規定による甲からの要請に基づき、次に掲げる医療措置を講ずるものとする。

一 発熱外来の実施 該当有 該当無

対応時期（目途）	流行初期期間	流行初期期間経過後
対応の内容	<p>[対応可能人数] 最大 * 人/日</p> <p>[核酸検出検査の実施体制]</p> <p>最大 * 人/日</p> <p><input type="checkbox"/>かかりつけ患者以外の対応可</p> <p><input type="checkbox"/>小児患者の対応可</p>	<p>[対応可能人数] 最大 * 人/日</p> <p>[核酸検出検査の実施体制]</p> <p>最大 * 人/日</p> <p><input type="checkbox"/>かかりつけ患者以外の対応可</p> <p><input type="checkbox"/>小児患者の対応可</p>

*核酸検出検査の実施体制については、感染症法第16条の3第7項の規定に基づく検査として、全国的に検査の実施環境が整備されていることを前提に、医療機関内で検体の採取及び検査まで行うものとする。また、感染症法第36条の6の規定に基づく検査措置協定を兼ねる。

二 自宅療養者等への医療の提供 該当有 該当無

対応時期（目途）	流行初期期間経過後
対応の内容	<p><input type="checkbox"/>電話又はオンラインによる診療（<input type="checkbox"/>高齢者施設等への対応可）</p> <p>[対応可能人数] 最大 * 人/日</p> <p><input type="checkbox"/>往診（<input type="checkbox"/>高齢者施設等への対応可）</p> <p>[対応可能人数] 最大 * 人/日</p>
対応の内容	<p><input type="checkbox"/>健康観察（<input type="checkbox"/>高齢者施設等への対応可）</p> <p>[対応可能人数] 最大 * 人/日</p>

三 医療人材派遣 該当有 該当無

対応時期（目途）		流行初期期間経過後		
対応の内容	延べ人数 (重複可)	災害支援ナース	感染症医療 担当従事者	感染症予防等 業務関係者
	医師 (県外派遣可能人数)		* 人 (* 人)	* 人 (* 人)
	看護師 (県外派遣可能人数)	* 人 (* 人)	* 人 (* 人)	* 人 (* 人)
	その他職種 (県外派遣可能人数)		* 人 (* 人)	* 人 (* 人)

※感染症医療担当従事者とは、感染症患者に対する医療を担当する医師、看護師その他の医療従事者をいう。（感染症患者受入病院、臨時の医療施設等において、感染症患者の診療、治療、看護、各種検査等に従事する者を想定）

※感染症予防等業務関係者とは、感染症の予防及びまん延を防止するための医療提供体制の確保にかかる業務に従事する医師、看護師その他の医療関係者をいう。（感染者の入院等の判断・調整、医療機関や高齢者施設等におけるクラスターへの対応（感染制御等）等に従事する者を想定）

- 2 前項各号に掲げる医療措置は、新型インフルエンザ等感染症等の性状及びその対応方法等が、新型コロナウイルス感染症相当であると想定したものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、発生した新型インフルエンザ等感染症等の性状及びその対応方法等最新の知見の取得状況や、感染症対策物資等の確保の状況などが、前項の想定とは大きく異なる事態であると、国等においてその判断が行われた場合は、甲と乙は速やかに協議を行い、第1項各号に掲げる医療措置の内容を変更する。

（個人防護具の備蓄）

第4条 医療措置を迅速かつ適確に講ずるため、個人防護具は、次のとおり、乙が備蓄する。

サーナカルマスク	N95マスク	アイソレーションガウン	フェイスシールド	非滅菌手袋
, * 枚 (**)カ月分				

- 2 前項に掲げる備蓄する数量は、新型インフルエンザ等感染症等の性状及びその対応方法等が、新型コロナウイルス感染症相当であると想定したものとする。

（要請に備えた情報提供等）

第5条 新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われる前の段階から、甲は、国から新型インフルエンザ等感染症等に関する対応方法を含めた最新の知見について情報を得た場合は、速やかに乙へ情報提供するものとする。

- 2 乙は、前項の情報も踏まえ、甲から第2条の要請に備えて、必要な準備を行うものとする。

（医療措置等に要する費用の負担）

第6条 第3条に基づく医療措置（同条第1項第1号に掲げる検査体制を除く）に要する費用については、甲が予算の範囲内において、検査体制に要する費用については、甲又は保健所設置市が予算の範囲内において、乙に補助を行うものとする。なお、その詳細については、新型インフルエンザ等感染症等が発生した際に、その感染症の性状に合わせて定めるものとする。

2 甲は、第3条第1項第1号に掲げる医療措置のうち、新型インフルエンザ等感染症等の発生等の初期の段階から医療措置を講じたと認められる場合であって、乙が当該措置を講じたと認められる日の属する月の収入額が、新型インフルエンザ等感染症等発生・まん延前の同月の収入額を下回った場合には、乙に対し、流行初期医療の確保に要する費用を支給する措置（流行初期医療確保措置）を行うものとする。ただし、感染症法第36条の9に規定する厚生労働省令に定める基準を満たす医療措置に限る。

3 第4条に基づく措置に要する費用については、乙が負担する。なお、甲は、国において新型インフルエンザ等感染症等が発生した際にその感染症の性状に合わせて検討される費用に関する補助等が創設された場合は、乙に対して、それに基づき補助等を検討する。

（協定の有効期間及び変更）

第7条 本協定の有効期間は、締結日から令和●年3月31日までとする。ただし、本協定による有効期間満了の日の30日前までに、甲と乙のいずれからも更新しない旨の申し出がない場合には、同一条件により3年間更新するものとし、その後も同様とする。

2 第3条に定める医療措置の内容その他本協定の内容を変更する場合、甲又は乙の申し出により協議するものとする。

（医療措置等を講じていないと認められる場合の措置）

第8条 甲は、乙が、正当な理由がなく、医療措置等を講じていないと認めるときは、乙に対し、感染症法等に基づく措置を行うことができるものとする。

（協定の実施状況等の報告）

第9条 乙は、甲から医療措置等の実施の状況及び当該措置に係る当該医療機関の運営の状況その他他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。この場合において、電磁的方法（G-MIS）により報告を行う。

（平時における研修等）

第10条 乙は、第3条第1項各号に掲げる医療措置を迅速かつ適確に講ずるため、平時（新型インフルエンザ等感染症等の発生前）において、年1回以上、次に掲げる研修等を行うよう努めるものとする。

- 一 乙の医療機関において、最新の科学的知見に基づいた適切な知識を医療措置の実施にかかわることが見込まれる医療従事者等が習得することを目的として、研修を実施する、又は外部の機関が実施する医療機関向け研修に、当該医療従事者等を参加させること。
- 二 乙の医療機関において、医療措置を講ずるに当たっての訓練を実施する、又は外部の機関が実施する訓練に、医療措置の実施にかかわることが見込まれる医療従事者等を参加させること。
- 三 医療措置を講ずるに当たっての乙の医療機関における対応の流れを点検すること。

（疑義等の解決）

第11条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙が協議し定めるものとする。

本協定を締結するため、本協定書を2通作成し、甲乙両者記名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和●年●月●日

甲 奈 良 県 知 事 山 下 真
奈良市登大路町30番地

乙 医 療 機 関 名 : [REDACTED]
管 理 者 : [REDACTED]
所 在 地 : [REDACTED]
保険医療機関番号 : 29*****
G - M I S I D : [REDACTED]